

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1265））

2. 日 時：平成30年9月12日 18時05分～19時45分
22時10分～26時30分

3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、正岡主任安全審査官、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、皆川安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：石坂常務執行役員 発電管理室室長（他16名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、本日提出のあった発電用原子炉設置変更許可申請書の一部補正に関して、これまでの申請からの変更点等について説明があった。

（2）原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

○ 第1.1.7-1表の計装設備のうち、高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力、残留熱除去系ポンプ吐出圧力及び低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力の設備分類を常設耐震重要重大事故防止設備に変更しているが、これらはCクラス設備として記載されており、誤記ではないのか確認すること。

○ 上記以外の項目についても、誤記や記載漏れが無いことを再度確認すること。

（3）日本原子力発電株式会社から、了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請書 修正前後比較表
- ・ 記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 補足説明資料

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 東海第二発電所 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応について（別冊Ⅰ 具体的対応の共通事項）※非公開資料
- ・ 東海第二発電所 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応について（別冊Ⅱ 大規模な自然災害の想定 of 具体的内容）※非公開資料
- ・ 東海第二発電所 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応について（別冊Ⅲ テロ of 想定脅威 of 具体的内容）※非公開資料